

令和6年狛江市教育委員会第12回定例会会議録

日 時 令和6年12月19日(木) 15:00～15:30

場 所 狛江市役所4階特別会議室

出席委員 教育長 柏原 聖子

委 員 斉藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子

事務局 (議案説明者)

教育部長 波瀬 公一

教育部理事(兼)指導室長 松岡 弘悟

教育部調整担当理事 上田 智弘

学校教育課長 浅井 信治

社会教育課長 金築 宏美

公民館長 瀧川 直樹

図書館長 細川 浩光

傍 聴 1名

1 付議案件

(1) 議案第50号

令和7年第1回定例会における議決事件に対する意見聴取について

(2) 議案第51号

狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱

2 報告案件

—議会報告—

な し

—行政報告—

な し

—事務報告—

な し

3 追加報告案件

—事務報告—

(1) 令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について(5)

教育長

ただいまから、令和6年狛江市教育委員会第12回定例会を開会します。

会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第29条」の規定により、「森委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。

付議案件(1)議案第50号「令和7年第1回定例会における議決事件に対する意見聴取について」、審議します。本件は、令和7年狛江市議会第1回定例会にお

ける議決事件に対し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づき、条例案について、教育委員会に意見が求められたものについて、承認を求めるものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件については、令和7年狛江市議会第1回定例会における議決事件に対し、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づき、5件の条例案について、教育委員会に意見が求められたものです。

まず、1件目、「狛江市奨学資金支給条例を廃止する条例」についてです。奨学資金支給事業は、経済的な理由によって学校教育法第1条に定める高等学校等への修学が困難な方に、修学上必要な学資金を支給することをもって有用な人材を育成することを目的として、昭和45年に制度化されました。

事業内容は、毎年度、市内在住の中学3年生を対象に募集を行い、校長の推薦を受けた者に対して、副市長や教育長、福祉保健部長、市立中学校長からなる狛江市奨学資金審議会による審議を経て受給者を決定し、高校入学後の3年間、奨学金を支給するものです。

平成22年度の公立高等学校の授業料無償化や高等学校等就学支援金制度の創設を始めとして、高等学校等の就学支援に関する国や都の制度が充実したため、この事業の果たす役割は終了したものと判断し、本条例を廃止することとしました。

具体的には、来年度は新規募集を行わず、今年度決定する受給者が卒業する令和9年度末まで支給します。なお、本条例は公布の日から施行します。

次に、2件目、「狛江市文化財保護条例」についてです。本条例は、31条の条文からなり、本条例第1条の規定にありますが、文化財保護法第182条第2項及び第3項の規定に基づき、狛江市の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の地域への愛着を育むとともに、地域文化の継承及び発展に寄与することを目的とするものです。

内容については、文化財保護法の一部改正に伴い、これまでの指定制度に加えて、地方登録制度を導入すること、文化財の種別を、文化財保護法や東京都文化財保護条例と整合した状態に改めること、文化財専門委員の会議について、文化財保護法第190条に基づく地方文化財保護審議会としての位置付けに改めること等を規定し、その他内容及び文言の整理を行うものであり、条例を全体的に改めることになることから狛江市文化財保護条例を全部改正するものです。なお、本条例は公布の日から施行します。

続いて、3件目、「狛江市民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

本条例については、狛江市民センター新名称として「こまえみらいテラス」を規定するとともに、施設の構成に狛江市立中央図書館図書コーナー及び狛江市民活動支援センターを規定するため、所要の改正を行うものです。市民センター改修後の令和7年11月1日から施行します。

次に、4件目、「狛江市立公民館条例の一部を改正する条例」についてです。本条例については、「こまえみらいテラス」中央公民館の室名及び施設使用料について規定するため所要の改正を行うものです。室名については、「狛江市民センター

改修基本構想」を基に、また、各施設使用料については、市の施設使用料の基準に従って設定し、第7条別表第2及び別表第3を改正します。

なお、施設使用料を規定することから狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例第5条（市民参加の対象）第2項の規定により、条例改正について市民参加の手続きは行わないこととし、同条第2項のただし書きに基づき、事案の概要とその理由を公表します。

最後に、5件目、「狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例」についてです。本条例については、令和6年度に引き続き、令和7年度も令和7年4月から令和8年3月までの1年間、保護者の経済的負担の軽減を目的として、狛江市立学校在籍児童・生徒の学校給食費を無償化するものです。

狛江市の学校給食費の無償化は、東京都の補助金等を財源として実施しています。現時点では東京都の令和7年度予算は確定していませんが、条例改正には議会の承認が必要であるため、今回の教育委員会定例会にて審議していただくこととなりました。

令和8年度以降については、国や都の補助金等によって改めて実施の可否を検討します。なお、本条例は令和7年4月1日から施行します。

教育長                    それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。

斉藤委員                制度創設から半世紀以上経った狛江市の奨学資金支給条例ですが、廃止に至った経緯をもう少し詳しく教えてください。

学校教育課長          平成22年度に国が公立高等学校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金制度を創設しました。その後、平成29年度には都が国の就学支援金の支給額に上乘せする形で、私立学校の授業料軽減助成金の制度を開始しました。都の授業料軽減助成金については、所得制限が設けられていましたが、令和2年度に所得制限を世帯年収約760万円未満から約910万円未満に変更され、令和6年度には所得制限が撤廃されました。このように、国や都の就学支援策が充実してきました。さらに、令和6年10月分から児童手当の支給期間を「中学校修了まで」から「高校生年代まで」に延長されるなど国の子育て政策が拡充されたこともあり、本条例を廃止するに至りました。

斉藤委員                都内の他の自治体の状況を教えてください。

学校教育課長          多摩26市の状況については、国や都の就学支援制度の内容が拡充されたことを受け、各市でも奨学金制度が順次廃止されている状況にあります。本日時点で狛江市を除く6市が給付型の奨学金制度を継続実施しています。

斉藤委員                現在、高校生が奨学金の支給を受けているのではないかと思います。内訳も含め、現在の支給状況について教えてください。

学校教育課長 令和6年度の支給状況については、決定後に転出や辞退されることもあり、現時点では高校1年生7人、2年生3人、3年生8人に奨学金を支給しています。

斉藤委員 市の奨学金廃止にあたっては、国や都の就学支援制度について、中学生の家庭に十分理解が行き渡るように周知をしていただきたいと思います。

佐伯委員 私立高校の授業料軽減助成金制度の中身について、詳しく教えてください。

学校教育課長 私立高校の授業料負担軽減は、現在、所得に関わらず、都内私立高校平均授業料相当額の484,000円を上限として支給されるものです。国と東京都がそれぞれ支給しているものであり、具体的には、世帯年収約590万円未満の世帯に対しては、国が就学支援金として396,000円、東京都がそれに上乗せする形で、授業料軽減助成金として88,000円を支給します。世帯年収約590万円以上から約910万円未満の世帯に対しては、国が就学支援金として118,800円、東京都が授業料軽減助成金として365,200円を支給します。そして、世帯年収約910万円以上の世帯に対しては、令和6年度から所得に関わらず、全て東京都が授業料軽減助成金として484,000円を上限に支給することになっています。

小川委員 様々な事情で昭和45年に制定されたこの条例が廃止されることは理解できました。現在この制度を利用している方の中で、妹弟がまた利用したいと考えている家庭もあると思います。市の奨学金廃止にあたっては、国や都の就学支援制度について、現在の中学3年生だけではなく、その下の学年にも周知する必要があると思いますので、よろしくをお願いします。

教育長 本件について、他にはいかがでしょうか。なければ、改正について、他の条例案はいかがでしょうか。

佐伯委員 狛江市文化財保護条例の改正について、条例の一部改正はよくありますが、全部改正に至った経緯等を含めて、もう少し詳しく御教示ください。

社会教育課長 現在の狛江市文化財保護条例は、文化財保護法や東京都文化財保護条例の規定と整合が取れていない部分があります。今回の改正では、その整合を取ることと、新たに文化財保護法に導入された制度に対応しています。

まず、令和4年4月1日に施行された文化財保護法の一部改正で、地方登録制度が導入されました。地方登録制度については、従来の指定制度に比べて緩やかな規制の中で、幅広く文化財の裾野を広げて保存・活用を図ることを目的とした制度になります。この地方登録制度を狛江市文化財保護条例に導入し、所要の改正を行っています。

また、現在、市重宝、市技芸、市郷土資料などとしている文化財の種別を、文化財保護法や東京都文化財保護条例の規定にならい、有形文化財、無形文化財、民俗文化財といった形に改めています。

なお、現行の文化財専門委員の会議については、文化財保護法に位置付けが明記されていません。文化財保護法第 190 条には、「都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。」という規定が設けられていることから、文化財専門委員の会議については、文化財保護法に基づく狛江市文化財保護審議会としての位置付けに改めています。

以上の内容を踏まえた上で、所要の改正を行い、また、併せて文言整理を行ったことから条例を全体的に改めることになり、全部改正としています。

小川委員 狛江市文化財保護条例は昭和 47 年に制定されてから、時代とともに社会情勢も変わり、文化財保護法や東京都文化財保護条例の規定にならって今回改正されることは理解できました。文化財の種別を変更することによって、文化財の保存等に経費が発生する場合の補助制度等の対応が変わってくることもあるかもしれません。不整合等が生じた際には、適宜条例改正をお願いします。

また、条例第 22 条に文化財の公開について記載されていますが、現在、狛江市には公的な文化財の保存施設がありません。文化財の公開について、現在どのように行っているのか、また将来的にどのように進めていくのかを検討していく必要があると思いますので、条例改正に併せて、検討していただきたいと思います。

教育長 大切な御意見だと思いますので、受けとめて改善していくということでお願いします。他にはいかがでしょうか。なければ狛江市民センターの設置及び管理に関する条例について、いかがでしょうか。

森委員 今回、「こまえみらいテラスの設置及び管理に関する条例」で「こまえみらいテラス」という名称の記載がありますが、図書コーナーの愛称「こまえみライブラリー」については、今回記載しないのですか。いつ条例等で規定する予定でしょうか。

図書館長 市長部局と調整した結果、令和 8 年に「狛江市立図書館設置条例」において規定することにしました。

商工会・駄倉地区センター跡地に開館する新設図書館と「こまえみらいテラス」内の図書コーナーは一体として新図書館を形成するものであることから、新設図書館が開館する時期と併せ条例改正を予定するものです。

教育長 狛江市立公民館条例の一部を改正する条例について、いかがでしょうか。

小川委員 パフォーマンススタジオやサウンドスタジオについても、利用主体である子どもたちのニーズに応じていく必要があると思いますが、運用面等について、公民館としての考えを教えてください。

公民館長 パフォーマンススタジオとサウンドスタジオについては、公民館事業として、

曜日や時間を決めて子どもたちが使える時間帯を設定したいと考えています。いずれにせよ学習フリースペースの協力団体等と運用の仕方について検討していきたいと思います。

小川委員 実際には施設が完成して運用しながら、状況に応じて改善していく必要が出てきた際には、柔軟に対応していただきたいと思います。

教育長 狛江市学校給食費の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（１）議案第 50 号「令和 7 年第 1 回定例会における議決事件に対する意見聴取について」、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（１）議案第50号は「可決」されたので、承認します。

次に、付議案件（２）議案第51号「狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、狛江市立小中学校給食代替者補助金の補助単価について、物価高騰の影響による食材価格の上昇に対応するため、給食費増額分に鑑み、所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本要綱については、令和 6 年11月25日に開催された令和 6 年狛江市議会第 4 回定例会において、補正予算が議決されたことに伴い、物価高騰の影響による食材価格の上昇に対応することを目的として、令和 7 年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで補助単価を改定するものです。なお、本要綱は公布の日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・御意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件（２）議案第 51 号「狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者：挙手〉

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件（２）議案第51号は「可決」されたので、承認します。

教育長 これで予定していた議事は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に報告事項を 1 件追加したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〈異議なしの声〉

教育長                    それでは、報告事項を1件、追加します。追加事務報告1「令和6年学校保健安全法第20条に基づく臨時休業について（5）」について、報告を求めます。

学校教育課長            教育委員会第7回定例会以降、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業を資料のとおり実施しました。

教育長                    それでは、追加の事務報告に対する質疑・御意見を伺います。なければ、以上をもちまして、令和6年狛江市教育委員会第12回定例会を閉会します。